

◆不在者投票について

(1) 学業や出張等で他の市町村に滞在している方は、滞在地で不在者投票をできる場合があります。この場合、郵送等での事前の手続きが必要になりますので、早めに魚沼市選挙管理委員会へご相談ください。

「マイナポータル」を利用した「ぴったりサービス」にて手続きをすることができます。



(2) 不在者投票をすることができる病院に入院中の方や福祉施設等に入所中の方は、病院等の中で不在者投票をすることができます。詳しくは、病院・施設の職員にお尋ねください。

(3) 下表のいずれかの要件に該当する方は、事前に手続きをすることで、郵便等により自宅から不在者投票をすることができます。なお、手続きに時間を要しますので、早めに魚沼市選挙管理委員会へお問い合わせください。(※ 選挙期間前であっても手続きは可能です。)

障がい等の区分	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級
	免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級のいずれか
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が要介護5

◆投票所への移動支援について

自宅が投票所や期日前投票所から遠く、かつ、交通手段がない等の理由により自力で投票に行けない方に対して、最寄りの期日前投票所または住所地の投票所まで、無料の移動支援を実施します。



(1) 対象となる方

魚沼市の選挙人名簿に登録されており市内に在住の方で、次の①から④の全てに該当する方ただし、要介護1から4または身体障害者手帳1級から4級のいずれかに該当している方の場合、次の②から④に該当する方

- ① 当日投票所及び期日前投票所から自宅が遠いこと(概ね1.5km 以上)
- ② 自家用車等の交通手段がなく、家族等による送迎もできないこと
- ③ 自宅家屋からタクシーまで自力または家族・介助者等の手助けにより移動ができること
- ④ 本人が、「どの候補者に投票するか」の意思表示ができること

(2) 移動方法・費用等

自宅から投票所または最寄りの期日前投票所まで、タクシーで往復送迎します。タクシーは魚沼市選挙管理委員会が手配し、**利用料金は無料**です。(※ 買い物や病院等の寄り道は不可)

(3) 申込方法・締切

(1)の要件に該当し、移動支援を希望する方は、本人または代理人から魚沼市選挙管理委員会へ電話(025-792-9207)でお申し込みください。なお、電話の際に利用される方の住所、氏名、生年月日のほか、要件に該当するか等を確認させていただきます。

お申し込みの締切は、5月26日(火) 午後5時です。

新潟県知事選挙の投票日は 5月31日(日)です。

告示日 5月14日(木)



令和8年新潟県知事選挙

魚沼市啓発ポスターコンクール優秀作品

新潟県立小出高等学校 美術部 2年 覺張 美幸さん

このチラシや選挙についてのお問い合わせや移動支援のお申し込みはこちらへ

魚沼市選挙管理委員会 (魚沼市役所本庁舎3階)

電話 025-792-9207 F A X 025-793-0040

メール senkan@city.uonuma.lg.jp

ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/senkyo/>

選挙管理委員会
ホームページ



◆魚沼市で投票できる方

- ① 平成20年6月1日以前に生まれた方
- ② 令和8年2月13日以前に住民票が作成された方または転入届をされた方
(令和8年5月14日時点で魚沼市に引き続き3か月以上住民票がある方)



◆県内の市町村から転入された方

令和8年2月14日以降に県内の他の市町村から魚沼市に転入届をされた方は、「引き続き県内の市町村内に住所を有する旨の証明書」(以下「引き続き証明書類」といいます。)を提示して、県内の旧住所地の市町村で投票することができます。

- ※ 県内の旧住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。
詳しくは、旧住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆県内の他の市町村へ転出された方

魚沼市の選挙人名簿に登録されている方で、令和8年2月14日以降に魚沼市から県内の他の市町村へ転出された場合は、「引き続き証明書類」を提示して、魚沼市の旧住所地の投票所で投票することができます。

- ※ 対象となる方には、転出後の住所地へ入場券を郵送します。

「引き続き証明書類」とは

マイナンバーカード、運転免許証などの身分を証明できる書類を持参することで、県内のどの市町村でも発行を受けることができます。また、「引き続き証明書類」がない場合でも、マイナンバーカード、運転免許証等により、引き続き県内の市町村内に居住していることが確認できれば投票することができます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆市内で転居された方

令和8年4月25日以降に市内で転居された方は、郵送された入場券に記載されている、転居前の住所地の投票所で投票してください。

- ※ 期日前投票は、市内いずれの期日前投票所でもすることができます。



◆県外から転入された方または県外へ転出される方

- ・令和8年2月14日以降に県外から魚沼市に転入届をされた方は投票できません。
- ・魚沼市から県外に転出された方は投票できません。

◆投票日当日の投票所について

入場券をご持参のうえ、入場券に書かれている投票所へご来場ください。

各投票所の場所は、市ホームページに掲載しています。

投票時間

堀之内、小出、湯之谷、広神地域 午前7時から午後8時まで
守門、入広瀬地域 午前7時から午後6時まで

市ホームページ
投票所の一覧



市ホームページ
投票所の位置図



◆期日前投票について

仕事や旅行、入院などの様々な理由で当日投票所に投票に行けない見込みの方は、次の場所で期日前投票をすることができます。

期日前投票所	期 間	受付時間
魚沼市役所 本庁舎	5月15日(金)から 5月30日(土)まで	午前8時30分から 午後8時まで
魚沼市役所 北部庁舎	5月27日(水)から 5月30日(土)まで	午前8時30分から 午後5時まで
堀之内公民館		
湯之谷会館(旧湯之谷庁舎)		
広神コミュニティセンター		
入広瀬会館		

◆投票所入場券について

- ① ハガキ1通あたりに1世帯・最大6人分の入場券を作成します。郵送時は、通常のハガキと同じ大きさに折りたたんであるので、ハガキを角(矢印マークのところ)からゆっくりと開いてください。
(1世帯に7人以上の選挙人がいる世帯には、世帯主様あてに2通のハガキが届きます。)
- ② 切り取り線に沿って切り離し、ご自分の入場券を投票所にお持ちください。
切り離す際、バーコード部分を切らないようにご注意ください。

		知事	
新潟県知事選挙		投票所入場券	
名簿 番号	頁 番	投 票 所 魚沼市役所本庁舎	
氏名	うおぬま たろう 魚沼 太郎	1	確認
町名	四日町	(バーコード)	
5月31日(日)			

投票日の当日(5月31日)は、この投票所の欄に記載されている投票所でしか投票できません。
なお、期日前投票はいずれの期日前投票所でも投票することができます。



- ※1 入場券は印刷に日数を要するため、令和8年4月24日現在の住民基本台帳により作成します。このため、4月25日以降に死亡の届出をされた方又は4月25日以降に転出される方の入場券も、印字されたままで郵送される場合がありますことをご了承ください。
- ※2 4月25日以降に市内で転居された方が、投票日の当日(5月31日)に投票される場合は、入場券に記載(転居前の住所地)の投票所での投票となりますのでご注意ください。
- ※3 入場券は、5月12日(火曜日)頃から順次各ご家庭に配送される予定ですが、入場券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されている方であれば、本人確認のうえ期日前投票をすることができます。
- ※4 入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を事前に記入してお持ちいただくとスムーズに投票できます。



魚沼市公式キャラクター
うおぬまっち